# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
9	国民健康保険事業における特定健診等に関する事務 礎項目評価書	基

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民健康保険事業における特定健診等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利権益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特定健診等関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不 正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密 保持に関する事項を契約に含めることで万全を期している。

### 評価実施機関名

長野県松本市

### 公表日

令和3年3月17日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

連絡先

_I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民健康保険事業における特定健診等に関する事務					
②事務の概要	松本市国民健康保険被保険者で30歳~74歳の方を対象に、被保険者の健康維持、医療費の適正化を目的として、毎年特定健診受診券を対象者に送付し、受診勧奨を行う。 1. 特定健康診査受診券等を送付する。 2. 対象被保険者は、契約医療機関において受診する。なお、市は未受診者に対し受診勧奨を行う。 3. 健康づくり課は、長野県国民健康保険団体連合会を通じて送付される対象者の受診データの管理を行う。 4. 基準に従い、対象者に保健指導を実施する。					
③システムの名称	1 保健システム 2 国民健康保険システム					
2. 特定個人情報ファイルタ	<b>S</b>					
国民健康保険特定健診·特定	保健指導情報ファイル					
3. 個人番号の利用	3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一 59の項、番号利用法第19条第7号 別表第二の42					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無						
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉部 健康づくり課					
②所属長の役職名	健康づくり課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求					
請求先	健康福祉部 健康づくり課 【〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3217】					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					

健康福祉部 健康づくり課 【〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3217】

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	12年9月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[    基礎	項目評価	i書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	童点項目評価書 全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	_		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供を		]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接続	しない(入手) [ 0	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・済	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている 3) ナ分に行っていない	ている		

#### 変更箇所

変 更 箇 /	ול				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月19日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ① 所属長	3. 保険課は、長野県国民健康保険団体連合会 を通じて送付される対象者の受診データの管理 を行う。 4. 基準に従い、対象者に保健指導を実施す る。(健康づくり課)	3. 長野県国民健康保険団体連合会を通じて送付される対象者の受診データの管理を行う。 4. 基準に従い、対象者に保健指導を実施する。	事後	
平成29年7月19日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ① 所属長	保険課	健康づくり課	事後	
平成29年7月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ② 所属長	保険課長 塚田 雅宏	健康福祉部健康づくり課長 塚田 誠宏	事後	
平成29年7月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	健康福祉部 保険課 [〒390-8620 長野県松 本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3203]	健康福祉部 健康づくり課 [〒390-8620 長野 県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34- 3217]	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	健康福祉部 保険課 [〒390-8620 長野県松 本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3203]	健康福祉部 健康づくり課 [〒390-8620 長野 県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34- 3217]	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	健康福祉部健康づくり課長 塚田 誠宏	健康づくり課長	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則(平成26年特定個人 情報保護委員会規則第1号) が改正されたため
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		追加	事後	
令和3年3月17日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務の概要 ② 事務の概要		松本市国民健康保険被保険者で30歳~74歳の 方を対象に、被保険者の健康維持、医療費の 適正化を目的として、毎年特定健診受診券を対 象者に送付し、受診動奨を行う。 3. 健康づくり課は、長野県国民健康保険団体 連合会を通じて送付される対象者の受診データ の管理を行う。	事後	対象年齢を変更
令和3年3月17日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ		健康福祉部 健康づくり課 【〒390-8620 長野 県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3217】	事後	電話番号の変更
令和3年3月17日	I 関連情報 3 個人番号の利用	番号利用法第9条第1項 別表第一 59の項	番号利用法第9条第1項 別表第一 59の項、 番号利用法第19条第7号 別表第二の42	事後	法令上の根拠の変更
令和3年3月17日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシ ステムとの接続	十分である	接続しない	事後	市の情報提供ネットワークシ ステムを活用していないため、 削除
令和3年3月17日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	しきい値判断日変更
				-	